福岡県公報

令和８年11月27日
第　747　号

目　次

告　　示（第694号－第719号）

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除
（水・大気環境課）……1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除
（水・大気環境課）……2
○生活保護法に基づく介護機関の指定　（保護・援護課）……2
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更　（保護・援護課）……2
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……3
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……3
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……3
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……3
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……4
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……4
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……4
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……4
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……5
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……5
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……5
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……5
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……6
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……6
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……7
○福岡県財務規則の規定による工事請負契約書　（財産活用課）……7
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……28
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……28
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……29
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂　防　課）……29

公　　告

○競争入札参加者の資格等　（総務事務厚生課）……29
○一般競争入札の実施　（警察本部会計課）……31
○令和８年度砂利採取業務主任者試験の合格発表　（河川管理課）……33
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……33
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……34
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……34
○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……35
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了　（砂　防　課）……35
○土地改良区の役員の退任　（農村森林整備課）……35
○土地改良区の役員の退任　（農村森林整備課）……35
○土地改良区の役員の退任　（農村森林整備課）……35
○土地改良区の役員の退任　（農村森林整備課）……36

告　　示

福岡県告示第694号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第１項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第４項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　指定を解除する要措置区域

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

宮若市沼口字石ヶ崎335番２及び335番４の各一部

宮若市沼口字都地原354番５及び354番８の各一部

宮若市沼口字都地266番８、298番２、298番３、308番及び309番４の各一部

宮若市水原字天神ノ上1000番21、1008番１、1008番４、1009番３、1009番４、1028番１、1028番２、1035番２及び1100番７の各一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第１項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

３　指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

規則別表第６の１の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の２の項の下欄に規定する土壌汚染の除去）

福岡県告示第695号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第２項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　指定を解除する形質変更時要届出区域

宮若市沼口字都地原354番５及び354番８の各一部

宮若市沼口字都地266番１、266番４、266番８、277番、281番１、282番１、293番１、293番２、298番１及び309番２の各一部

宮若市水原字天神ノ上1009番４、1028番１、1028番３、1035番２、1043番３、1050番４、1050番５、1050番６及び1100番７の各一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第１項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

３　規則第31条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

４　指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

規則別表第６の１の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の２の項の下欄に規定する土壌汚染の除去）

福岡県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
う居70	ちとせ薬局	うきは市吉井町千年631－３	Ｒ８・８・１	居管

福岡県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
中居145	エルサポート	中間市土手ノ内三丁目８－25　B101	遠賀郡水巻町頃末北三丁目１－47	Ｒ７・12・27
中居147	エル介護サービス	中間市土手ノ内三丁目８－25　B101	遠賀郡水巻町頃末北三丁目１－47	Ｒ７・12・27

福岡県告示第698号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年３月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八田２丁目	福岡市東区八田二丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八田２丁目－１	福岡市東区八田二丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八田２丁目－１	福岡市東区八田二丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年２月福岡県告示第153号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鳥越町	福岡市博多区月隈三丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第９条第１項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年２月福岡県告示第154号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鳥越町	福岡市博多区月隈三丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鳥越町－１	福岡市博多区月隈三丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
月隈６丁目－１	福岡市博多区月隈六丁目（別紙図面２に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１及び２は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鳥越町－１	福岡市博多区月隈三丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり
月隈６丁目－１	福岡市博多区月隈六丁目（別紙図面２に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面２に記載する表のとおり

備考　別紙図面１及び２は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成27年５月福岡県告示第499号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平和５丁目	福岡市中央区平和五丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平和５丁目－１	福岡市中央区平和五丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平和５丁目－１	福岡市中央区平和五丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第708号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桧原２丁目－１	福岡市南区桧原二丁目（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第709号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小笠木川－１	福岡市早良区大字小笠木（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小笠木川－１	福岡市早良区大字小笠木（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年３月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七寺川－３	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流
上ノ原谷２	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流

備考　別紙図面１及び２は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第712号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年３月福岡県告示第269号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
七寺川－３	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面１に記載する表のとおり
上ノ原谷２	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面２に記載する表のとおり

備考　別紙図面１及び２は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第713号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北浦川－１	福岡市西区能古（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流
北浦川－２	福岡市西区能古（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流
七寺川－３	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面３に示す区域のとおり）	土石流
上ノ原谷川－１	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面４に示す区域のとおり）	土石流
上ノ原谷川－２	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面５に示す区域のとおり）	土石流
大泊－１	福岡市西区能古（別紙図面６に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
船津－２	福岡市西区大字小田（別紙図面７に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上ノ原－１	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面８に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小呂島－１	福岡市西区小呂島（別紙図面９に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
ウラタニ	福岡市西区能古（別紙図面10に示す区域のとおり）	地滑り
ニシタニ	福岡市西区能古（別紙図面11に示す区域のとおり）	地滑り

備考　別紙図面１から11までは省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第714号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北浦川－１	福岡市西区能古（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面１に記載する表のとおり
北浦川－２	福岡市西区能古（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面２に記載する表のとおり
七寺川－３	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面３に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面３に記載する表のとおり
上ノ原谷川－１	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面４に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面４に記載する表のとおり
上ノ原谷川－２	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面５に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面５に記載する表のとおり
大泊－１	福岡市西区能古（別紙図面６に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面６に記載する表のとおり
上ノ原－１	福岡市西区今宿上ノ原（別紙図面８に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面８に記載する表のとおり
小呂島－１	福岡市西区小呂島（別紙図面９に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面９に記載する表のとおり

備考　別紙図面１から６まで、８及び９は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第715号

福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第166条第２項の規定による工事請負契約書を次のように定め、令和８年12月１日から施行する。

福岡県財務規則の規定による工事請負契約書（令和８年11月福岡県告示第652号）は、令和８年11月30日限り廃止する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

工事請負契約書

１　工 事 名

２　工事場所

３　工　　期　　自　　年　　月　　日

　　至　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日

　工事を施工しない時間帯

　〔注〕　工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

５　請負代金額

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

６　契約保証金

　〔注〕　第４条(B)を使用する場合には、「免除」と記入する。

7　建設発生土の搬出先等

〔注〕　この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

8　解体工事に要する費用等

(1)　分別解体等の方法

(2)　解体工事に要する費用

(3)　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4)　再資源化等に要する費用

〔注〕　この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合にそれぞれ記載する。

9　住宅建設瑕疵担保責任保険

(1)　保険法人の名称

(2)　保険金額

(3)　保険期間

〔注〕　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第２条第５項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合にそれぞれ記載する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

10　この契約は仮契約であり、福岡県議会の議決に付すべき契約条例（昭和39年福岡県条例第34号）の規定による議会の議決又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定による専決処分があったときに、この契約書の各条項を内容とする本契約を締結するものとする。

ただし、その場合においても、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

〔注〕　議会の議決に付すべき契約条例により、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

この場合においては、標題を「工事請負仮契約書」とし、３の工期欄は「本契約の効力発生の日から　　日間」と記載する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発　注　者　　福岡県

代表者　職・氏名　　印

受　注　者

年　　月　　日　知大　許　可　一般特定　第　　号

住所又は所在

氏名又は名称

代表者資格氏名　　印

〔注〕　受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書及び特記事項を含む。以下同じ。）に

基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2　発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2　内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

〔注〕　「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。

3　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（適正な労務費の確保等）

第３条の２　発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第２項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2　発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3　受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。

二　労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。

４　発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一　前項第１号の支払に関する書面

二　前項第２号の支払に関する書面

〔注〕　第１号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第２号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

５　受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（契約の保証）

第４条(A)　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

〔注〕　(A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

第４条(B)　受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の３以上としなければならない。

３　第１項の規定により受注者が付す保証は、第55条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の３に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

〔注〕　(B)は、役務的保証を必要とする場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したもの及び第38条第３項の規定による部分払のた

めの確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを証明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等の通知）

第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第７条の２　受注者は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年６月30日62管行第40号の２総務部長依命通達）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の３第１項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。ただし、第48条の３第１項各号に該当する者を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

２　受注者が第48条の３第１項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該下請契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

３　下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

第７条の３　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又

は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　(A)　［　］主任技術者

(B)　［　］監理技術者

(C)　監理技術者補佐（建設業法第26条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

〔注〕　(B)は、建設業法第26条第２項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、建設業法第26条第３項第２号の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

［　］の部分には、同法第26条第３項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す

ることができる。

3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督員が正当な理由がなく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において

、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第13条第２項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤り又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。

二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。

三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第25条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

４　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第１項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

９　発注者は、第３項又は第７項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第27条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請求代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第28条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第30条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第１項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第１項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第１項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第38条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関

する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条　発注者は、第８条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延

日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条　発注者は、第32条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第35条　受注者は、請負代金額が50万円以上の場合に限り、

(A)　保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、

(B)　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

〔注〕　(A)は第４条(A)を使用する場合に、(B)は第４条(B)を使用する場合に使用する。

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の２以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。前２項の規定は、この場合について準用する。

５　受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

６　受注者は、請負代金額が50万円以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

７　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

８　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

９　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

〔注〕　「年○パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（保証契約の変更）

第36条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

２　受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料［及び製造工場等にある工場製品］（第13条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、原則として工期中○月に１回とする。

〔注〕　部分払の対象とすべき工場製品がないときは、［　］の部分を削除する。

「○月」の○の部分には、建築主体工事の場合には１を、その他の工事の場合には２を記入する。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料［若しくは製造工場等にある工場製品］の確認を発注者に請求しなければならない。

〔注〕　部分払の対象とすべき工場製品がないときは、［　］の部分を削除する。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が、上に定める日以降の出来形期日を設定した場合は、この限りでない。検査において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×｛9／10－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額｜

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第33条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第１項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額
×{１－（前払金額＋中間前払金額）
／請負代金額}

（債務負担行為に係る契約の特則）

第40条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第41条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第１項及び第４項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（　　円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第４項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10
－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝
×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額）
／当該会計年度の出来高予定額

３　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度　　回
年度　　回
年度　　回

（第三者による代理受領）

第43条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条　受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条(A)　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

第45条(B)　発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

〔注〕　(A)は第４条において(A)を使用する場合、(B)は第４条において(B)を使用する場合に使用する。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第46条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第48条の３までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第47条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定め

てその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四　第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

五　正当な理由なく、第45条第１項の履行の追完がなされないとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第48条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十　第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一　受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

第48条の２　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

三　受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第48条の３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　発注者は、第７条の２第２項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条　第47条から第48条の２までの各号及び前条第１項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第47条から前条までの規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二　工事完成債務

三　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四　解除権

五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第51条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する

ことができる。

一　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条　第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第54条の２第１項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときにあっては当該賠償金の額を、それぞれ第１項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条から第48条の３まで又は第55条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年○パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

〔注〕　「年○パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条から第48条の３まで又は第55条第３項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（賠償の予定）

第54条の２　受注者は、第48条の２の規定により発注者がこの契約を解除することができるときにおいては、この契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の２に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

３　第１項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第１項の責任を負うものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第54条の２の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

一　工期内に工事を完成することができないとき。

二　この工事目的物に契約不適合があるとき。

三　第47条から第48条の３までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第47条から第48条の３までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額とする。

〔注〕　「年○パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

６　第２項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第56条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行

が不能であるとき。

２　第33条第２項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

〔注〕　「年○パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（契約不適合責任期間等）

第57条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第４項又は第５項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から○年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

〔注〕　○の部分には、原則として二を記入する。

２　前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から○年が経過する日まで請求等をすることができる。

〔注〕　○の部分には、原則として一を記入する。一以外とする場合においては、前項の期間との関係、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

〔注〕　第９項は住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第１項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

10　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（相殺）

第57条の２　発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

３　第１項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

（火災保険等）

第58条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（こ

れに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第59条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第60条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第61条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（記名押印の特則）

第61条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第５項の規定に基づき、書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として、双方において当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う措置を講じたときは、この契約書中「本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。」とあるのは「本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。」と読み替えるものとする。

（特記事項）

第61条の３　前条の規定により、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行うことにより契約を締結した場合には、当該電子署名を行った日にかかわらず、本契約書に定める日から、その効力を生ずるものとする。

（補則）

第62条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

福岡県告示第716号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年10月福岡県告示第1600号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長尾２丁目－１	福岡市城南区長尾二丁目及び友泉亭（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第717号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第９条第１項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年10月福岡県告示第1601号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長尾２丁目－１	福岡市城南区長尾二丁目及び友泉亭（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第718号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長尾２丁目－１	福岡市城南区長尾二丁目及び友泉亭（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長尾２丁目－１	福岡市城南区長尾二丁目及び友泉亭（別紙図面１に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

公　　告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察時系列システム構築委託

２　競争入札参加者の資格

(1)　競争入札に参加することができない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の

義務を履行していない者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

オ　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク　消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ　福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

⑵　競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア　従業員数

イ　年間売上高

ウ　自己資本金

エ　流動比率

オ　経営年数

カ　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

３　競争入札参加資格審査の申請方法等

⑴　申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　法人にあっては登記事項証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

ウ　県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第２号）

エ　県税に未納のないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

オ　社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ　個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ　法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前２事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第３号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前２か年分）

ク　障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第４号）

ケ　営業概要表（様式第５号）

コ　事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第６号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ　印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第７号）

シ　ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第８号）

ス　暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第９号）

セ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ　協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ　ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ　福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ　返信用封筒（460円切手を貼付した長形３号封筒）

⑵　申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

⑶　申請書の受付期間

この公告の日から令和８年12月10日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

５　競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和９年10月末日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和９年７月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　調達内容

⑴　調達案件名

福岡県警察時系列システム構築委託

⑵　契約内容及び特質等

入札説明書による。

⑶　賃貸借期間

契約締結日から令和９年３月31日までの間

⑷　納入場所

入札説明書による。

２　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

３　入札参加資格を得るための申請の方法

２に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

４　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和９年１月７日（木曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

⑴　２の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	なし	サービス業種、その他	ＡＡ

⑵　当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

⑶　納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

⑷　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

⑸　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812－8576　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－641－4141　内線2590

6　契約条項を示す場所

５の部局とする。

7　入札説明書の交付

令和８年11月27日（金曜日）から令和８年12月11日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第１条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時45分まで５の部局で交付する。

8　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

⑴　提出場所

５の部局とする。

⑵　提出期限

令和９年１月７日（木曜日）午後５時45分

⑶　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10　開札の場所及び日時

⑴　場所

〒812－8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部入札室（地下１階北側）

⑵　日時

令和９年１月８日（金曜日）午前10時00分

⑶　その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11　落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到達しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の５に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

⑼　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14　落札者の決定の方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　その他

⑴　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載している。

⑵　特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

⑶　入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑷　契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

⑸　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

⑴　The name of a contract matter

A leasing contract for Foreign mobile device forensic data extraction and analysis license

⑵　Time Limit of Tender

５：45 P. M, January ７, 2027

⑶　Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

７－７, Higashi Koen, Hakata－ku, Fukuoka City 812－8576 Japan

Tel 092－641－4141（Ext. 2590）

公告

令和８年度砂利採取業務主任者試験（令和８年11月13日実施）の合格者を次のように発表する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

合格者受験番号

１、２、３、７、８、９

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　落札に係る物品等の名称及び数量

データ分析ライセンス

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2)　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　落札を決定した日

令和８年10月２日

4　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名

三井住友ファイナンス＆リース株式会社

(2)　住所

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

42,086,880円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日

令和８年８月４日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　落札に係る物品等の名称及び数量

データ分析端末賃貸借

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2)　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　落札を決定した日

令和８年10月２日

4　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2)　住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

52,120,200円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日

令和８年８月４日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　落札に係る物品等の名称及び数量

海外携帯電話機情報抽出分析ライセンス

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2)　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　落札を決定した日

令和８年10月２日

４　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名

三井住友ファイナンス＆リース株式会社

(2)　住所

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

５　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

79,025,760円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札公告日

令和８年８月４日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡遠賀町大字浅木字儀王591番２、592番２、593番１、593番２、594番１、594番２、2046番１及び2046番３並びに2364番１及び2364番２

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡遠賀町大字木守1188番地

有限会社ユーコ商事

取締役　溝口　郁二

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第３項の規定により公告する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 長尾２丁目－１（136－Ｋ－008）	福岡市博多区諸岡一丁目２番６号 エフ・ユービル202 九州ホームズ株式会社 代表取締役　兼安　勝介

公告

柳川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

退任理事

氏　　名	住　　所
阿津坂　益男	柳川市矢留本町470番地１

公告

矢部川左岸土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

退任理事

氏　　名	住　　所
松嶋　盛人	みやま市瀬高町小田1820番地１

公告

大野島土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

退任監事

氏　　名	住　　所
梅﨑　英俊	大川市大字大野島2324番地１

公告

八女市土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和８年11月27日

福岡県知事　　服部　誠太郎

退任理事

氏　　名	住　　所
田中　義春	八女市柳瀬583番地２